

保護者様

安中市立秋間小学校
校長 須田 雅人

学校で予防すべき感染症と出席停止について

お子様が、下記に該当する病気にかかれたようですが、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。その病気で休んでいる間は欠席になりません。主治医から登校の許可がでるまでは、十分に休養をとってください。主治医から登校の許可がでましたら、下記の証明書に記入していただき、学校に提出してください。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感 染 症 の 種 類	出 席 停 止 期 間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病 、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (H5N1を除く) 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 風疹(3日ばしか) 水痘(みずぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) 結核、 髄膜炎菌性髄膜炎	発症したあと5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで 特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による 治癒終了まで 解熱後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状消退後2日を経過するまで 医師の許可があるまで 病状により学校医等において感染のおそれがないと認める まで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師が伝染のおそれがないと認め、許可がある まで

主治医 様

お手数ですが、下記の証明書のご記入をお願い致します

----- きりとりせん -----

証 明 書

安中市立秋間小学校校長 宛

年 組 氏名 病名

上記の者は、 月 日より出席停止になっていましたが、
月 日より出席してもよいと思われま

平成 年 月 日 医師 印